



Federal Budget 2017

Japanese translation

A review of the Budget's major business implications

May 2017

kpmg.com/au/budget



Contents

財政及び経済分析.....	3
経済予測.....	4
個人税制.....	5
ビジネス及び国際税制.....	7
中小企業.....	9
インフラ.....	10
CFO / 税務担当者向けチェックリスト.....	11
Contact us.....	12



財政及び経済分析

グローバル経済は徐々に回復好転しており、オーストラリア経済も同様の状況にある。

予算案に含まれている基礎経済予測は、2017年3月版 KPMG Quarterly Economic Outlook における我々の直近の予測範囲とも整合しており、合理的なものと考えられる。

オーストラリア経済の成長は、この1年間、農業、鉱業及びサービス業における高水準の生産に支えられてきた。また、これらの産業は実質的にその他の産業においても顕著な収益性の向上をもたらしている。しかし、この力強い収益性の向上は今年度に関して企業の納税額の顕著な増加に繋がっていない。これは主に繰越欠損金控除による影響の可能性が高く、KPMG は政府予測期間における企業の納税額においても引き続き影響するものと予測する。直近の ATO 統計 (2014-15 年度) によると 3,000 億豪ドルを超える欠損金が将来課税年度に繰越され、そのうち約 1,000 億豪ドルは鉱業に属する企業に関連するものとされている。

低調な賃金上昇、高い割合のパートタイム及び一時雇用、失業者数の問題は、2016-17 年度における個人所得税の税収を低成長とする見込としてすべて織り込まれている。財務省は、2019-2020 年度及び 2020-2021 年度の力強い成長予測で示しているように、この傾向は政府予測期間において次第に好転していくことを期待している。同時に今回の予算案は、財政・経済中間見通し(MTEFO)と比較して、2019-20 年度における GST 収入のわずかな減少を示唆している。この相違を考慮すると、予算案に反映されている将来の個人所得税の税収見込は期待される将来税収の上限額と捉えることが合理的であろう。

予算案における基礎現金収支(UCB)は、MYEFO における予測と比較して、2016-17 年度と 2017-18 年度を通して、約 18 億豪ドルわずかに悪化している。2018-19 年度からは UCB は飛躍的に好転し、2020-21 年度に 74 億豪ドルの余剰を生み出すことが見込まれている。

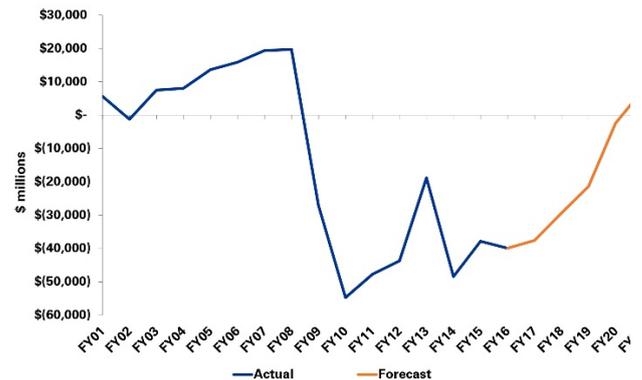
予算案に含まれる基礎経済予測が“好景気の到来”を示していないこと及び現状のオーストラリア経済における過剰生産力の問題への対処に時間を必要とすることを考慮すると、KPMG は財務省による将来の財政赤字解消への過程は最も楽観的な前提に基づくものであると分析する。



Brendan Rynne
Partner, Chief Economist

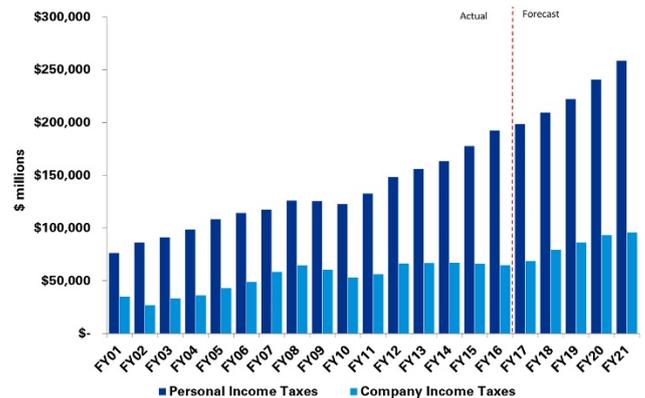
“今回の予算案に含まれる基礎経済予測は合理的なものと考えられるが、財政赤字解消への過程は非常に楽観的な将来見込に基づくものとする”

基礎現金収支(UCB)



Source: Treasury, KPMG Economics

個人所得税及び法人所得税による収入 予測及び実績



Source: Treasury, KPMG Economics

経済予測

経済ファンダメンタルの不安定性は、予算案を解釈する際に重要なポイントとして考慮されるべきである。マクロ指標の将来予測及びその主要なリスクを以下に記載する。

実質 GDP 成長率 – 持続的な成長傾向

	2016	2017	2018	2019	2020
GDP (実質)	2.7%	1.8%	2.9%	2.9%	3.1%

2016年9月四半期のマイナス GDP は、2016年-17年の年間経済成長率の妨げとなるだろう。資源分野における継続的な生産拡大、消費の堅調な伸び、公共部門の投資活動の増加は、将来の予測期間における経済活動の水準を支えるだろう。

Growth in real GDP	2017
米国	2.3%
カナダ	1.9%
英国	2.0%
日本	1.2%
中国	6.6%

失業率 – 穏やかな回復基調

	2016	2017	2018	2019	2020
失業率	5.7%	5.4%	5.4%	5.2%	5.1%

平凡な経済成長と労働市場のダイナミクスの変化は、労働力の臨時雇用の増加による雇用活動の弱体化をもたらしている。依然として不完全雇用は経済において問題であり、経済が強化されるにつれて改善する傾向は存在するものの、上記臨時雇用形態が増加している状況を考慮すると経済の強化は必ずしも失業率の低下に結びつかないと想定される。

Unemployment rate	2017
米国	4.7%
カナダ	6.9%
英国	4.9%
日本	3.1%
中国	4.0%

消費者物価指数(CPI)

	2016	2017	2018	2019	2020
CPI	1.0%	1.5%	1.6%	2.1%	2.3%

オーストラリア経済における余剰能力は、労働市場と企業の生産能力の両方の観点から物価上昇圧力を抑制している。比較的安定した為替レートと相俟って、インフレ率は将来の政府予測期間の RBA ターゲットの下限または下方に留まると予想される。

CPI	2017
米国	2.7%
カナダ	2.0%
英国	2.5%
日本	1.0%
中国	2.4%

公的純債務残高の対 GDP 比率

	2016	2017	2018	2019	2020
公的純債務残高の対 GDP 比率	19.9%	20.9%	20.8%	20.0%	18.6%

継続的な財政赤字は、伝統的な国債による資金調達を使ったインフラへの設備投資の増加と相俟って、連邦政府の純債務残高を増加させるだろう。

Debt as a percentage of GDP	2017
米国	82.4%
カナダ	26.4%
英国	80.4%
日本	120.0%
中国	n/a

Source: Australian figures are as per KPMG assumption and IMF for other countries.



個人税制

臨時予算復興税の廃止

個人の課税所得のうち18万豪ドルを超える部分に適用されていた2%の臨時予算復興税については継続される旨が発表されず、予想された通り2017年6月30日をもって終了となる。

FRINGE BENEFIT TAX

FRINGE BENEFIT TAXの税率は個人所得税の最高税率と原則として同様となるため、この臨時予算復興税の廃止は、FRINGE BENEFIT TAX税率及びその課税対象額のグロスアップ率に対して以下のように影響し、2017年4月1日からの適用となる：

- タイプ1のグロスアップ率は現行の2.1463から2.0802に変更
- タイプ2のグロスアップ率は現行の1.9608から1.8868に変更
- FRINGE BENEFIT TAX税率は現行の49%から47%に変更

MEDICARE Levy Increase

政府の統計発表によると、オーストラリアのヘルスケアシステムの維持には更なる資金が必要とされている。これに対処するため、また障害者保険制度(National Disability Insurance Scheme)の財源を十分に確保するために、今回の予算案ではMEDICARE Levyを現行の個人所得税課税対象額の2%から2.5%へ引き上げる。この改正は、2019年7月1日より適用される。

CAPITAL GAINS TAX

オーストラリアの非居住者と一時居住者は、2017年5月9日午後7時30分以降、CAPITAL GAINS TAXの主たる住居に関する課税控除(CGT main residence exemption)を受けられないこととなった。この日以前から所有されている既存の不動産については2019年6月30日までこの課税控除の適用が認められる。

この変更は、オーストラリア人が海外に住む際にオーストラリアの主たる住居を売却しようとする場合に影響する可能性がある。

オーストラリアの非居住者が不動産等を売却する際、売却代金が2百万豪ドルを超える場合は現行制度上は10%の源泉所得税が課される。今回の予算案では、この源泉所得税率12.5%に引き上げ、また対象となる売却代金の基準額を75万豪ドルに引き下げることとされている。



Ben Travers

National Leader, People Services

“継続する財政赤字の解消のため、臨時予算復興税が延長される可能性も指摘されていたが、2017年6月30日をもって廃止されることになった”

住宅取得政策

2017年5月9日午後7時30分以降に居住用不動産を購入した海外の所有者に対して、この居住用不動産が少なくとも年間6か月以上にわたり占有されていない若しくは賃貸用として使用可能となっていない場合に、チャージを支払う義務が生じる。このチャージは、年に一度、所有者が居住用不動産を取得した際に支払った外国投資申請費用と同額である。

賃貸不動産

2017年7月1日から賃貸不動産の視察、維持または賃貸費の回収に関する移動費が、賃貸収入から控除することが認められない。

更に居住用賃貸不動産の設備及び備品にかかる減価償却費の控除は、実際に当該投資家が支払ったものに限定される。これによってその不動産購入時に既に備わっているもの(たとえば自動食洗器、天井に付いている扇風機など前の所有者が備え付けたもの)に関する減価償却費は控除が認められなくなる。2017年5月9日時点での既存の投資物件に関しては、この新ルール適用が除外される。

学生ローン返済

この予算案では、税金から支払われている520億豪ドルの未返済の学生ローンに対処するため、強制的にローン返済すべき個人の年収額を現行の54,869豪ドルから42,000豪ドルに引き下げる。この改正は2018年7月1日から適用される。また、同日より、年収に応じたローン返済額の計算に用いる割合は現行の4%から1%が下限とされる。

2018年7月1日より、最低の返済額については、現行の平均週払い収入ではなく、インフレ率に連動することとなる。

業務関連経費

2014-15年度では220億豪ドル近くの業務関連経費の税務控除が請求された。この金額は、過去5年にわたり21%上昇しており、賃金上昇率の21.8%、消費者指数上昇率の12.2%と比較しても伸び率が著しい。オーストラリア税務当局は、個人による業務関連経費控除の過剰請求が税法違反にあたることを懸念している。

なお、業務関連経費請求に上限を取り入れる、又はアメリカ合衆国の個人所得税システムと同様に標準控除を取り入れるのではとの憶測があったが、この予算案には含まれていない。

ネガティブギアリング

住宅取得政策への取り組み方法に関しては過去数か月にわたり連邦政府が議論してきた。

予想された negative gearing への制約はこの予算案には含まれていない。

臨時予算復興税の廃止とメディケア・レビーの引き上げが今後個人所得税に及ぼす影響は以下の通りである。

Item	FY17	FY18	FY19	FY20
総所得	\$200,000	\$200,000	\$200,000	\$200,000
所得税	(\$63,232)	(\$63,232)	(\$63,232)	(\$63,232)
メディケア・レビー	(\$4,000)	(\$4,000)	(\$4,000)	(\$5,000)
臨時予算復興税	(\$400)	\$0	\$0	\$0
総税額	(\$67,632)	(\$67,232)	(\$67,232)	(\$68,232)
純所得	\$132,368	\$132,768	\$132,768	\$131,768

Key insights

- 臨時予算復興税は2017年6月30日をもって廃止となる。
- しかし、メディケア・レビーの0.5%引上げにより2019年7月1日より、ほとんどの納税者の税負担が増える。
- 予想とは裏腹に業務関連経費控除に関して変更はない。
- 個人所得税に関しては比較的小さな変更がいくつか発表されたが、オーストラリア非居住者がオーストラリアの主たる住居を譲渡する際のキャピタルゲイン税控除の廃止は、海外に住むオーストラリア人に影響を及ぼす可能性がある。





ビジネス及び国際税制

主要 7 項目

1 多国籍企業租税回避防止規定 (MAAL) の補完法令

連邦政府は既存の MAAL の補完法令を 2016 年 1 月 1 日に遡求して適用する法令を発表する予定である。

この補完規定は、外国の信託やパートナーシップを利用して既存の MAAL の適用を免れようとしていたケースに対応することを意図している。

オーストラリア税務当局 (ATO) は、Taxpayer Alert 2016/11 において、この MAAL 回避行為に関する懸念を表明しており、本補完法令により法令上も対応することになるであろう。

2 非居住者による株式等譲渡に係るキャピタルゲイン 税の課税判定強化

既存のルールでは、非居住者が一定金額を超える課税オーストラリア資産に対応する株式等を 10%以上保有している場合に、当該株式等の譲渡に対してキャピタルゲイン税が課税されることとなっている。

連邦政府は、2017 年 5 月 9 日午後 7 時 30 分より、この「10%以上」の判定にあたり、株式等を譲渡する非居住者の関連会社が保有する持分割合を合算する判定方法に変更すると発表した。本改正は、非居住者が複数の関連会社を通じて課税オーストラリア資産を保有することによるキャピタルゲイン税の課税の回避を阻止することを意図している。



Peter Madden

National Leader, International Tax

“昨年度の連邦予算案に関連した国際税制の著しい変更を鑑みれば、今回の連邦予算案の多国籍企業課税への影響が限定的であることも驚きではない。しかしながら、最近施行された迂回利益税、移転価格ルールの変更、更に今後明らかとなるハイブリット・ミスマッチ無効化ルールなどが納税者へ与える実務的な影響は未だ定かではない”

3 非居住者が行った不動産等の譲渡に係るキャピタルゲイン税の源泉徴収補完法令

2016 年 7 月 1 日以降、非居住者がオーストラリアに所在する不動産等を譲渡する場合、買主が取得価額の 10%を源泉徴収し、ATO へ納付することになっている。本法令は、2017 年 7 月 1 日から下記二点が修正される。

一点目は、源泉徴収税率の 10%から 12.5%への引き上げ、二点目は、源泉徴収の対象となる基準譲渡代金の 2 百万豪ドルから 750 千豪ドルへの引下げである。

オーストラリア居住者である企業が譲渡代金 750 千豪ドル以上の不動産等を譲渡する場合、12.5%の源泉徴収が不要である旨を証明するため、取引実行前に ATO から clearance certificate を取得しなければならない。

4 規制上の資本への OECD ハイブリット・ミスマッチ無効化法令の適用

昨年度の連邦予算案において、連邦政府は、OECD によるハイブリット・ミスマッチ無効化に関する法令を整備する意向を表明していた。この法令は、2018 年 1 月 1 日又は Royal Assent の 6 か月後のいずれか遅い日からの適用開始が予定されている。

今回の連邦予算案には、この法令に関する内容は含まれていないが、連邦政府は、銀行等の金融機関に係る Additional Tier 1 regulatory capital について、特別な取扱いが無いことを明らかにした。

5 住宅取得政策 – Managed Investment Trust (MIT) による住宅投資を容認

連邦政府は、住宅投資を促進するため、以下の要件を満たす場合に MIT が住宅投資を行うことを許可する方針である。

- 住宅が少なくとも 10 年間は賃貸用とされており、中低所得者層に対して市場よりも割安な賃料で供給されること
- MIT の収入の少なくとも 80% が住宅の賃料であること

賃貸住宅ファンドの組成を長く検討してきた不動産業界にとっては待ち望んだ改正であろう。この改正は、2017 年 7 月 1 日以後に開始する税務年度から適用される予定である。

6 住宅取得政策 – 住宅投資に係る税務インセンティブの拡大

連邦政府は、住宅への投資促進のための税務インセンティブを更に拡大する。2018 年 1 月 1 日より、居住者である個人が行う住宅の譲渡に対するキャピタルゲイン税の減免率が、住宅への適格投資に該当する場合、現在の 50% から 60% に引き上げられる。

適格投資となる要件は以下の通り。

- 住宅が中低所得者層に対して、市場よりも割安な賃料で供給されること
- 住宅が一定の登録住宅供給業者によって管理されること
- 少なくとも 3 年にわたり、住宅としての投資を継続すること

この改正は、上述の MIT を通じて住宅投資を行う個人に対しても適用できる。また、新規物件及び既存物件のいずれにも適用される予定である。



James Macky

National Leader, Tax Advisory Services

“今回の連邦予算案の企業への影響は限定的である。一方で、法人税率の引下げ案が含まれていないなど、オーストラリアの国際競争力に資するとは言い難い内容である”

7 ブラック・エコノミー（配送業者及び清掃業者への一定の支払い）

既存の課税支払報告制度は、ATO が支払者の支払額と受領者の受取額の整合性を確認するために、建物管理者や建設業者に対して適用されている。連邦政府は、ブラック・エコノミーへの対応を強化するため、2018 年 7 月 1 日より、本制度を配送業者及び清掃業者へ適用を拡大する予定である。新たに本制度が適用される業者は、最初の報告期限が 2019 年 8 月となる。本制度を遵守するための具体的なプロセスについて検討し、制度対応の準備をしておく必要がある。

Key insights

- 非居住者へのキャピタルゲイン税免除規定の締付けは、多国籍企業による子会社株式等の外部への譲渡、ならびに企業グループ内部でのリストラクチャリングの双方において検討が必要であり、実務上の負担増となるであろう。
- MIT が住宅投資を行うためには、収入の 80% 以上が住宅の賃貸料（賃貸料は市場における賃料よりも割安であること）でなければならない。これらの要件を満たすには、MIT の収入に占める適格賃貸料の割合を、80% よりも相当程度高く設定しておくことを検討する必要がある。
- MAAL 補完規定及び OECD ハイブリット・ミスマッチ無効化ルールの変更については、一般企業への影響は相対的に限られており、連邦政府は適用の範囲を著しく拡大したとは言えないと考えられる。



中小企業

法人税率

本年の予算案における中小企業向けの法人税率は従前(2017年3月)に発表されたものから変更されておらず、Royal Assent を待っている状況である

年度	総売上金額	税率
2015-16	\$2 million	28.5%
2016-17	\$10 million	27.5%
2017-18	\$25 million	27.5%
2018-19	\$50 million	27.5%
2019-20 to 2023-24	\$50 million	27.5%
2024-25	\$50 million	27.0%
2025-26	\$50 million	26.0%
2026-27	\$50 million	25.0%

軽減税率適用上の主な論点は以下のものである；

- 1) 法人がビジネスを継続しているか
- 2) 関連企業の売上金額の合算を考慮した総売上金額の集計方法

上記に加え、特定の投資を行う法人がビジネスを継続しているかは明確ではないため、オーストラリア税務当局(ATO)からのガイダンスの公表が期待される。

中小企業税制

総売上金額 10 百万豪ドル未満の企業に認められている 2 万豪ドル未満で取得した資産の即時償却制度が 2018 年 6 月 30 日まで延長される。なお、2018 年 7 月 1 日以降は 10 百豪ドル未満の取得資産について適用される。



Simon Thorp
Partner, Enterprise

“従前に発表された中小企業向け税率、資産の即時償却の延長は中小企業にとって望ましいものである。しかしながら、適用要件に複雑な点があるため引き継ぎ留意が必要である”

2017 年 7 月 1 日以降、総売上金額 2 百万豪ドル未満の企業または資産額 6 百万豪ドル未満の企業に適用されているキャピタルゲイン軽減税制は、実際に中小企業で使用されている資産または中小企業の所有持分にのみ適用されるように規制が強化される。

フランキングクレジット

法人税率の変更は企業が配当時に添付するフランキングクレジットへ影響を与える。現状の規定では、仮に法人が 2015-16 年度において 28.5%の軽減税率の適用を受けていたとしても、配当時のフランキングクレジットは 30%となる。従って、企業のフランキングクレジット勘定の残高は、実際の企業の法人税の支払いに比して早期に減少する結果となる。

新規定では、企業は現行年度の法人税率を用いて配当時のフランキングクレジットを配分することとなるが、この税率は企業の前年度の総売上金額を基に決定される。前年度の総売上金額が現行年度の総売上金額の区分と同等以上であれば、現行年度の総売上金額に関わらず 30%で計算される。従って、配当時に添付されるフランキングクレジットの税率が、実際の法人税率と異なる可能性がある。

例示

年度	総売上金額	区分	法人税率	フランキングクレジット税率
2015-1	\$11 million	\$2 million	30%	30%
2016-17	\$9 million	\$10 million	27.5%	30%
2017-18	\$13 million	\$25 million	27.5%	27.5%

Key insights

- 税率の変更の影響を受ける可能性のある企業は、関連企業の売上高を考慮し、総売上高の区分を精査する必要がある。
- 税率変更の影響を考慮し、配当方針を再検討する必要がある。特に総売上金額が 10 百万豪ドルの区分である場合には留意が必要となる。
- 2018 年 6 月 30 日まで延長される 2 万豪ドル未満の資産の即時償却を考慮し、資本的支出の計画を確認する必要がある。
- 中小企業向けキャピタルゲイン税軽減税制の適用を受けようとする者は、軽減税制の適用を受けられる資産かを再確認する必要がある。



インフラ

概観

インフラは公表されている一連の投資刺激策の主要項目であり、向こう 10 年間で 750 億豪ドルの予算が組まれている。

主な公表内容

連邦政府はシドニー第 2 国際空港「西シドニー空港」(WSA) の建設の為に WSA Coporation を成立し、53 億豪ドルの資本を上限とする投資を進め、2018 年後半から工事に着手するとコミットした。しかしながら本年度予算案は、空港・鉄道などのインフラについては言及しているものの、それに係る具体的な都市計画の資金確保については、South East Queensland 施策を除いて、特定のコミットメントはされていない。

WSA のコミットメントに加えて、政府はメルボルン・ブリスベン間の内陸部鉄道プロジェクトを実行するために Australian Rail Track Corporation (連邦政府の所有する鉄道インフラ開発の為に特別目的会社) に向こう 7 年間で 84 億豪ドルの資本投資を供給する予定である。この投資構造は、通常の政府主導における伝統的な手法ではないものの「予算外の」ポジションを政府が確保するための主要項目であると思われる。

エネルギー部門では、州政府主導による Snowy 水力発電スキームの連邦政府への売却の議論が進められている。これにより、州政府は売却による資金を優先インフラプロジェクトに再投資する事が可能となる。

政府は都市部と地方との接続改善のために、国家鉄道プログラムの設立により鉄道インフラに 100 億豪ドルの資金を確保することを再確認した。

また、他の追加施策は地方の生産性向上を目的としたインフラ投資プロジェクトを行う地域成長ファンドに対する 4 億 72 百万豪ドルである。

主要インフラ計画の革新的な資金調達解決策を開発及び評価するために、Infrastructure and Project Financing Agency(IPFA)が首相・内閣省の内部アドバイザー機関として設立される予定である。解決されるべき主要な論点は、どのように主な投資が資金供給され、この課題を解決するための IPFA のイニシアチブをどのように受け入れるかである。



Paul Foxlee

National Sector Leader, Transport & Infrastructure

“生産性の高いインフラ投資に対する政府のコミットメントは、国家成長と生産性の真の恩恵の創造について真剣であることを示す良い兆候と言える”

キャピタル投資

公表された政府のプロジェクトの焦点は道路と鉄道パッケージに第一に当てられている。過去に割当てられた予算も含め、主要プロジェクトには以下が含まれる:

- Queensland 州の Bruce Highway アップグレード投資に対する 8 億 44 百万豪ドル
- ビクトリア州の新規及び鉄道インフラのアップグレードへの 10 億豪ドル、これは過去に資産リサイクル・イニシアチブ (Asset Recycling Initiative) に割り当てられていたファンドが活用される。
- Perth のメトロ鉄道ネットワークに対する 7 億 92 百万豪ドルの割当 (Perth Freight Link からの再接続)

また、政府は都市部と地方との高速鉄道を実現させるためのビジネスケース検討に係る資金を確保した。これらは将来の交通網投資に対する政府の強いコミットメントの表れである。

Announced infrastructure project funding	
Project	Value \$b
New South Wales	
Western Sydney Infrastructure Plan	2.9
Pacific Highway	5.6
WestConnex	1.5
Sydney Metro	1.7
Victoria	
Monash Freeway upgrade	0.5
Queensland	
Bruce Highway	6.7
Western Australia	
Metronet (reallocated)	0.8
South Australia	
North-South Corridor (various)	1.2
Multi state	
Northern Australia Roads Programme	0.6

Key insights

- 生産性の高いインフラ支出に対する連邦政府のコミットメントは望ましいが、同時に、選択肢と経済的便益の全体評価を含む、より厳しいプロジェクト選考プロセスへの要求が高まっている。
- 地域発展に焦点を当てた、鉄道・輸送プロジェクトは、ビジネスケースの評価によるものの、国家横断的な生産性の向上につながると考えられる。補助金、借入、資本の活用は内陸横断鉄道及びシドニー第 2 国際空港を含むプロジェクト進行を可能にするだろう。関連投資からのリターンを確実にするために IPFA からの経済的な洞察が期待されている。

CFO/税務担当者向けチェックリスト

Detail	チェックリスト
1 雇用関連税務	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">• メディケア・レビーの料率引上げを給与システムに反映• フリンジベネフィット税率などの派生的な影響を報告システム/会計システムに反映• 低所得者向けメディケア・レビーの基準値引き上げを給与システムに反映	
2 多国籍企業租税回避防止規定(MAAL)の補完法令	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">• MAALの適用対象となり得る外国の信託やパートナーシップとの取引の有無の確認	
3 ハイブリッド・ミスマッチの防止規定	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">• 銀行/金融機関については、Additional Tier 1 regulatory capitalをカバーするためのルールの拡大の影響の考慮• その他の企業は、ハイブリッド・ミスマッチの防止規定の導入に向けた準備	
4 非住居者との取引	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">• 非住居者への不動産の売却の際の源泉徴収義務の確認• 源泉徴収及び/又は clearance certificateの取得について、契約書に適切な記載がされているかの確認	
5 外国投資家	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">• 海外からオーストラリアへ投資を行う場合、非住居者がオーストラリアへの投資を処分する際の税額計算モデルに対する、キャピタルゲイン税免除規定における関連会社を含めた principal asset testの影響の確認• 海外からの投資を受ける可能性のある場合、外国からの投資の枠組みの変更が外国投資家にとって魅力の薄れたものにならないかの確認	
6 中小企業	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">• 即時償却の規定延長を考慮し、資本的支出の計画を確認する• キャピタルゲイン税軽減税制の規制強化の影響を検討する	
7 Managed Investment Trust	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">• 住宅取得政策に関する要件具備の調査、及び/又は MITを通じて住宅投資を行う個人投資家に対するキャピタルゲイン税優遇率の拡大の影響を確認	
8 銀行/金融機関	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">• バンク・レビーの影響の考慮• バンク・レビーの影響を直接受けない企業においても、バンク・レビーの負荷が間接的に銀行からの資金調達コストに及ぼす影響を考慮	
9 移民政策の改正	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">• 技能労働者に対するオーストラリアのビザの発給の変更に関する影響の検討• 影響を受ける現在/将来の従業員とのコミュニケーションの検討	
10 ブラック・エコノミー	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none">• 報告要件に関する潜在的な変更を注視• 配送・清掃業：課税支払報告制度における新たな報告義務について考慮• 政府調達契約に入札する際、税務目的の記録と透明性をどのように立証するかを考慮	

Contact us

KPMG Sydney

Global Japanese Practice, Partner

Masayuki Ohba

+61 2 9335 7822

masaohba@kpmg.com.au

Audit, Senior Manager

Keiichi Tsuzurahara

+61 2 9335 7840

ktsuzurahara@kpmg.com.au

Advisory, Associate Director

Kenichi Funatsu

+61 2 9455 9930

kfunatsu2@kpmg.com.au

KPMG Melbourne

Global Japanese Practice, Partner

Masayuki Ohba

+61 2 9335 7822

masaohba@kpmg.com.au

Tax, Manager

Ryota Tomaru

+61 3 8663 8862

rtomaru1@kpmg.com.au

KPMG Brisbane

Enterprise, Partner

Stephen Abbott

+61 7 3233 9554

sabbott@kpmg.com.au

KPMG Perth

Global Japanese Practice, Associate Director

Nobuyasu Suzuki

+61 08 9263 7382

nsuzuki@kpmg.com.au

kpmg.com/au/budget



KPMG's Tax practice is not licensed to provide financial product advice under the Corporations Act and taxation is only one of the matters that must be considered when making a decision on a financial product. You should consider taking advice from an Australian Financial Services Licence holder before making a decision on a financial product.

The information contained in this document is of a general nature and is not intended to address the objectives, financial situation or needs of any particular individual or entity. It is provided for information purposes only and does not constitute, nor should it be regarded in any manner whatsoever, as advice and is not intended to influence a person in making a decision, including, if applicable, in relation to any financial product or an interest in a financial product. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

To the extent permissible by law, KPMG and its associated entities shall not be liable for any errors, omissions, defects or misrepresentations in the information or for any loss or damage suffered by persons who use or rely on such information (including for reasons of negligence, negligent misstatement or otherwise).

© 2017 KPMG, an Australian partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation. May 2017.